

# 令和元年度 各種講習会・研修会参加補助事業 実施要領

## 1. 趣 旨

長寿社会を、生涯にわたり充実した心身の豊かさ健やかさを求めて、生涯学習・生涯スポーツが叫ばれる昨今、スポーツ指導者に多種多様なプログラムや豊富な知識・技能が求められるとともに、その役割が大変重要になってきている。

そこで、各種講習会及び研修会への参加を支援して、指導者を増大するための養成及びより一層の資質向上を図る。

## 2. 補助内容

当連盟が認めた指導者が次の各種講習会・研修会に参加する場合、参加に係る経費の一部を補助するもの。また、参加者が所属する職場の所属長あてに派遣要請も実施する。

- (1)公益財団法人日本スポーツ協会が公認する資格取得講習会
- (2)資質向上を目的とした研修会

## 3. 補助条件

- (1)加盟団体及びスポーツ少年団が推薦する指導者で、当連盟が適当と認めた方。
- (2)今後も本市で指導者として活動できる方。
- (3)当連盟が開催する各種講習会・研修会に事業支援者として参加できる方。
- (4)その他、当連盟が運営する諸事業に協力が得られる方。

## 4. 補助明細

- (1)受講料、受験料、旅費、宿泊等の経費の一部を補助する。
- (2)その他の経費及び不足分は、当連盟以外の負担とする。

## 5. 補助事業の流れ

- (1)各種講習会・研修会参加補助事業推薦書の提出
- (2)対象者の決定及び通知
- (3)参加する各種講習会・研修会の
  - ①実施要項（写） ②参加申込書（写） ③補助金請求書の提出
- (4)各団体へ補助金の支払い及び必要に応じ派遣依頼の送付
- (5)参加結果報告書の提出